

蕨市建築物耐震改修促進計画 (第4次)

令和8年4月

蕨 市

目 次

第1	蕨市耐震改修促進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
1	蕨市建築物耐震改修促進計画の目的	
2	蕨市建築物耐震改修促進計画の背景	
3	蕨市建築物耐震改修促進計画の位置付け	
4	計画の期間	
5	対象建築物	
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標・・・・・・・・	6
1	蕨市において想定される地震の規模及び被害の状況	
2	建築物の耐震化の現状及び目標	
第3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・・・・・・・・	12
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	
3	地震時の安全対策	
4	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
5	関係団体等による協議会の活用	
第4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及・・・・・・・・	16
1	蕨市地震ハザードマップによる防災情報の周知	
2	相談窓口の設置	
3	広報等による周知	
4	リフォームの機会を捉えた耐震改修	
5	段階的な耐震改修	
6	地域住民等との連携	
7	地震保険の加入促進	
第5	市有建築物の耐震化の現状と方針・・・・・・・・・・	18
1	対象建築物	
2	耐震化の方針	

第1 蕨市耐震改修促進計画の基本的な考え方

1 蕨市建築物耐震改修促進計画の目的

蕨市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とする。

2 蕨市建築物耐震改修促進計画の背景

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災の地震による直接的な死者の9割が建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定された。

その後、大規模地震が続けて発生しており（表1参照）、同規模の地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

住宅・建築物の耐震化については、特に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を一層促進することが必要との観点から、平成25年11月、耐震改修促進法が改正され、大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化された。また、平成28年3月には、耐震改修促進法第4条に基づく国の基本方針が改正され、「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」という目標が明示された。

本市においては、平成22年3月、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき「蕨市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内建築物の耐震施策を推進してきた。

その後、耐震改修促進法や基本方針の改正に併せ、2度にわたり本計画の改正を行い、耐震化の促進に取り組んできたところである。

本計画は、市内建築物の耐震性の向上を図り、震災から市民の生命と財産を守るため、これまでの施策の継続性に加え、耐震改修促進法の改正主旨及び埼玉県耐震改修促進計画を踏まえ、「蕨市建築物耐震改修促進計画（第3次）」を改定し、引き続き市内建築物の耐震化に努めていくものである。

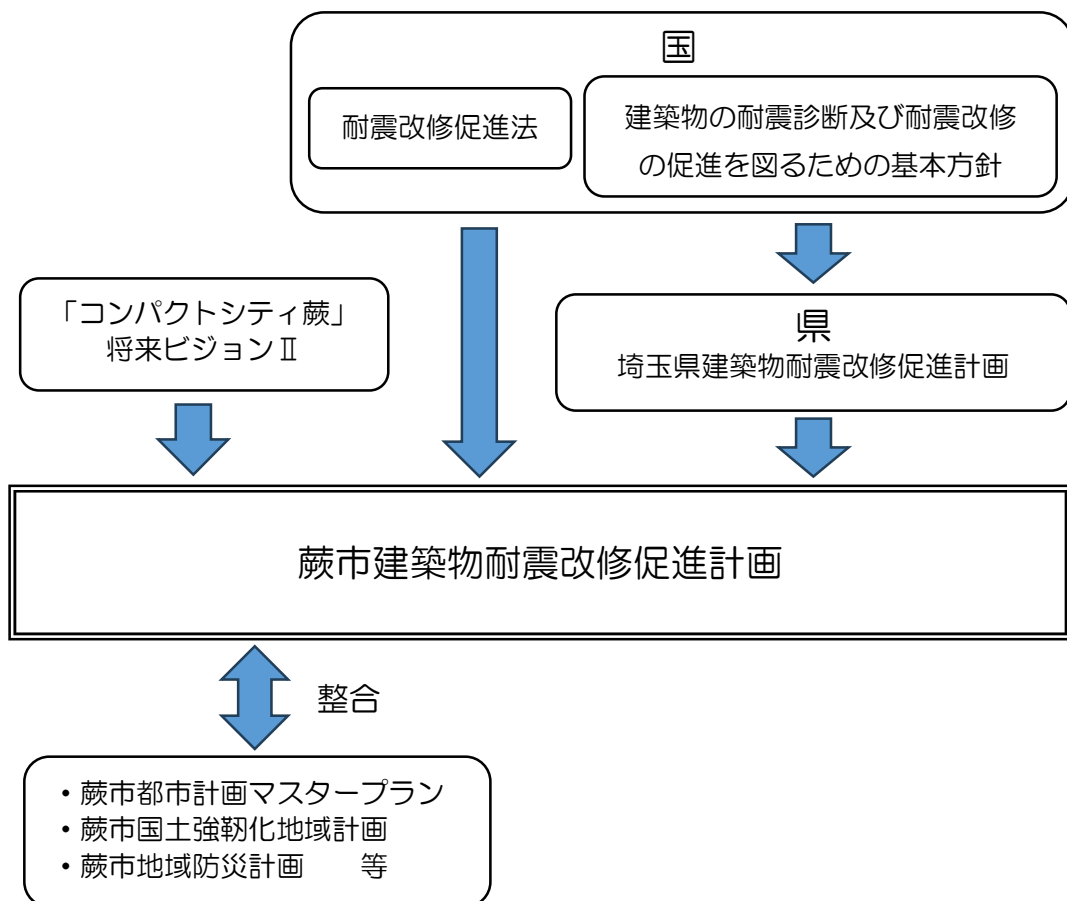
■表 1 本計画策定までの主な経過

年月日	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「国の基本方針」という）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	県計画において、平成27年度の耐震化率の目標が設定される。
平成22年3月	蕨市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7
平成25年10月	国の基本方針の改正	平成32年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される。
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	県計画において、平成32年までに県内住宅の耐震化率を95%とする目標が設定される。
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%
平成28年3月	国の基本方針の改正	平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示される。
平成28年3月	蕨市耐震改修促進計画（第2次）策定	県と同様平成32年度までの耐震化率の目標を設定
平成28年4月	平成28年熊本地震	震度7の地震が2回続けて起こる
平成29年3月	蕨市耐震改修促進計画（第2次）一部改定	アクションプログラムを規定
平成30年6月	大阪府北部の地震	ブロック塀倒壊による被害
平成30年12月	国の基本方針の改正	平成37年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示される。
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について耐震義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成31年3月	蕨市耐震改修促進計画（第2次）一部改定	通学路に面したブロック塀について重点的に対策することを規定
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定（蕨市内は該当なし）
令和3年3月	埼玉県耐震改修促進計画策定	令和7年度までの耐震化率の目標を設定

令和3年4月	蕨市耐震改修促進計画（第3次）策定	県と同様令和7年度までの耐震化率の目標を設定
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
令和6年1月	令和6年能登半島地震	最大震度7 平成12年5月31日までの新耐震基準に建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和7年4月	蕨市耐震改修促進計画（第3次）一部改定	「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の規定、耐震シェルター補助の実施を明示
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
令和8年3月	埼玉県耐震改修促進計画策定	令和12年度までの耐震化率の目標を設定

3 蕨市建築物耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画を勘案するとともに、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡを上位計画とし、蕨市都市計画マスタープラン、蕨市国土強靱化地域計画及び蕨市地域防災計画等と整合を取って定めるものである。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗状況や施策の成果等の確認を踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を行うものとする。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であるため、本計画期間後も引き続き、耐震化を促進していくものとする。

5 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、昭和56年5月31日以前に着工した市内全ての建築物とする。そのうち、「住宅」及び表2に示す「多数の者が利用する建築物」については、目標等を設定し、耐震化に取り組むものとする。

■表2 多数の者が利用する建築物の詳細

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条) による分類	規模(階数、床面積の 両方が下記の規模以上の ものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園(※)	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園(※)	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館	1階	1,000㎡
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡

(※) 本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 蕨市において想定される地震の規模及び被害の状況

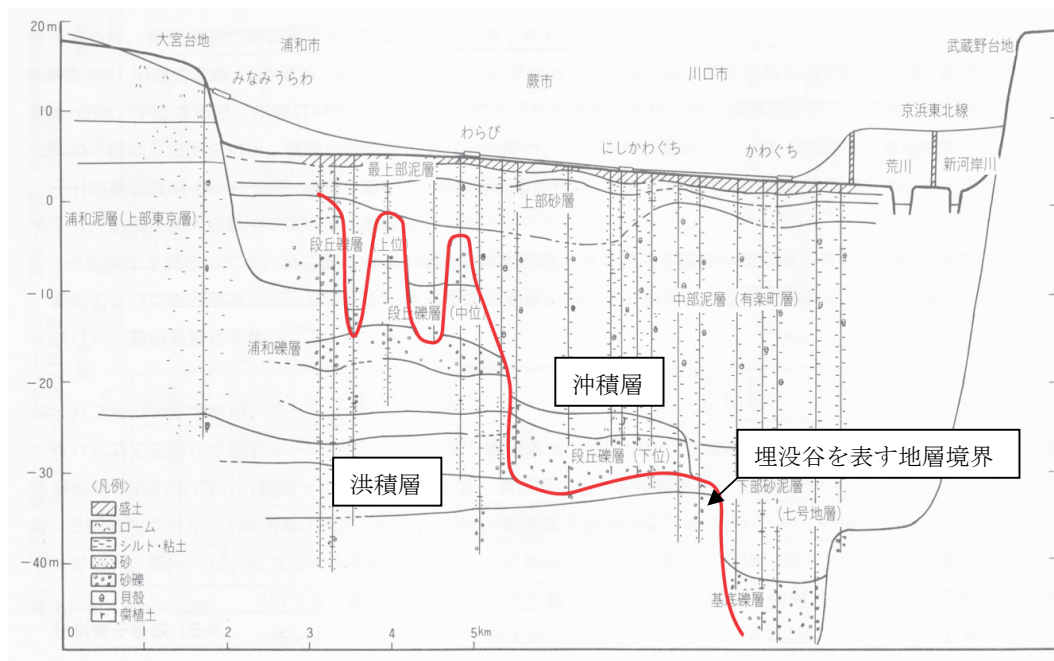
蕨市は関東平野中央部の埼玉県南部に位置し、荒川低地と呼ばれる低平な土地である。荒川低地は一般に軟らかい砂や粘土によって構成される地盤のため、地震によって揺れやすく、液状化の危険性が高い。

また、地下構造においては、かつての谷筋が土砂によって埋まり、地表では平坦にしが見えない、埋没谷と呼ばれる地形が確認されている。埋没谷が深い場合は特に揺れが大きくなる可能性がある。図1は、京浜東北線沿いの地形地質断面であり、図中の地層境界面は沖積層と洪積層の境界を示している。一般に、沖積層が厚く堆積する地盤は軟らかく、地震動の増幅や液状化の発生が懸念される。

埼玉県では、「平成24・25年埼玉県地震被害想定調査」により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、深谷断層帯・綾瀬川断層地震（関東平野北西縁断層帯地震）及び立川断層帯地震の5つのタイプの地震発生を想定し、建物被害、火災被害、人的被害、交通輸送施設被害、ライフライン被害等を想定した。

当該調査によれば、蕨市において発生する最も大きな被害は、東京湾北部地震によるものと想定されている。

■図1 地形地質断面図



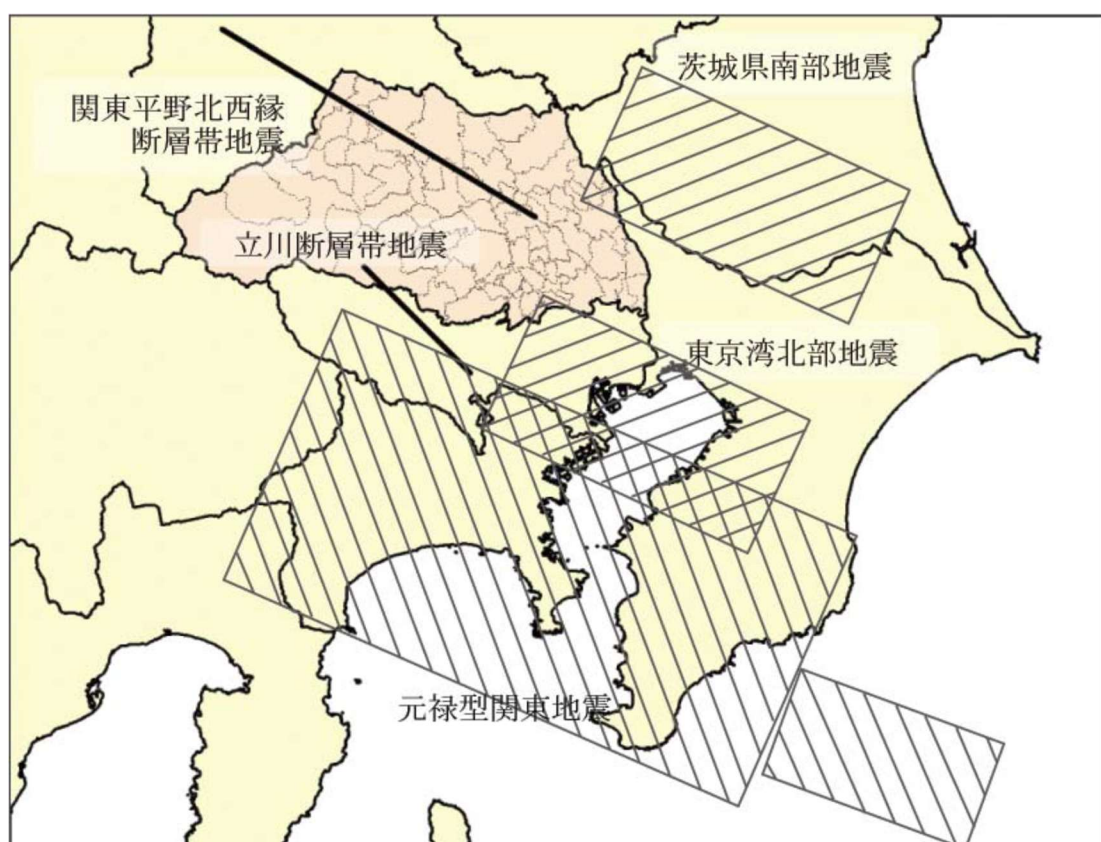
出典：新修 蕨市史 通史編（一部加筆）

■表3 蕨市における各想定地震の規模、被害状況

			東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野北西 縁断層帯地震	立川断層帯 による地震
最大震度			6強	6強	6弱	6弱	5強
全壊数（棟）			490	83	42	22	0
半壊数（棟）			1383	266	197	104	6
焼失数（棟）	冬18時	8m/s	27	0	0	0	0
	夏12時	8m/s	16	1	0	0	0
	冬5時	8m/s	26	1	0	0	0
	冬18時	8m/s	19	1	0	0	0
死者数（人）	冬5時	8m/s	26	1	0	0	0
	冬18時	8m/s	19	1	0	0	0
	冬18時	8m/s	150	21	17	16	3
断水人口（人）			8443	6426	1,034	33	179
1日後 避難者数（人）	冬18時		3475	589	342	179	5

出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

■図2 想定地震断層位置図



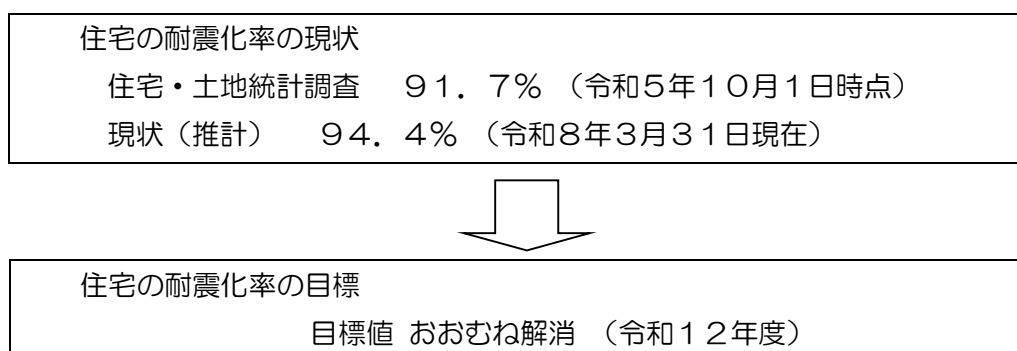
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

2 建築物の耐震化の現状及び目標

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

令和5年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した令和8年3月31日時点の住宅の耐震化状況は、住宅総数約3.9万戸のうち耐震性のある住宅が約3.5万戸と推定されることから、耐震化率は94.4%と推計される。

国の基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、令和12年度における住宅の目標耐震化率をおおむね解消と設定する。



■表4 住宅の耐震化の現状及び目標

(令和8年3月31日時点、単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率
		耐震性無し	耐震性あり			
		a(=b+c)	b	c	d	e(=a+d)
						f(=c+d)/e
H25.10.1 時点	7,540	6,570	970	25,090	32,630	79.8%
H30.10.1 時点	6,298	4,958	1,340	28,472	34,770	85.7%
R5.10.1 時点	4,780	3,100	1,680	32,750	37,530	91.7%
R7.3.31 時点	4,326	2,544	1,782	34,032	38,358	93.3%
R8.3.31 時点	4,023	2,173	1,850	34,887	38,910	94.4%

※平成25年、平成30年、令和5年は、住宅・土地統計調査に基づき算定。

令和7年、令和8年については、推計。

※「耐震性あり」旧耐震基準の住戸のうちで、耐震診断により耐震性ありと判明した住戸、耐震改修を行った住戸

(2) 市有建築物の耐震化の現状及び目標設定

市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和8年3月31日時点で98%である。

令和12年度における耐震化率の目標を100%に設定する。

■表5 多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化の現状

（令和8年3月31日現在、単位：棟）

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	a (=b+c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	12	0	12	6	18	100%
病院・診療所	1	1	0	0	1	0%
劇場・集会場等	5	0	5	0	5	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	3	0	3	4	7	100%
社会福祉施設等	3	0	3	5	8	100%
消防庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100%
その他	1	0	1	1	2	100%
計	26	1	25	17	43	98%

※「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、公会堂及び公民館など

※「賃貸住宅等」とは、市営住宅

※「社会福祉施設等」とは、保育所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

※「その他」とは、図書館、資料館

※「病院・診療所」の「耐震性なし」建築物については、令和10年度建替え予定

(3) 民間建築物の耐震化の現状及び目標設定

民間建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和8年3月31日時点で92%である。令和12年度における目標耐震化率は、国の基本方針を勘案し、おおむね解消と設定する。

■表6 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の現状

(令和8年3月31日現在、単位：棟)

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	a (=b+c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
	a (=b+c)	b	c	d	e (= a+d)	f (= (c+d) / e)
学校	5	0	5	3	8	100%
病院・診療所	2	2	0	0	2	0%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗等	7	4	3	20	27	85%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸住宅等	13	11	2	102	115	90%
社会福祉施設等	0	0	0	8	8	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	8	1	7	50	58	98%
計	35	18	17	185	220	92%

※「店舗等」とは、展示場、百貨店、マーケット、遊技場及び公衆浴場など

※「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など

※「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿など

※「社会福祉施設等」とは、保育所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

※「その他」とは、運動施設、図書館、事務所及び工場など

(4) 耐震化率の目標

本計画における建物別耐震化率の目標は、表7のとおりである。

■表7 令和12年度における耐震化率の目標

		目 標	
		前計画期間 令和3年度～ 令和7年度	計画期間 令和8年度～ 令和12年度
住宅		95% 	おおむね解消
多数の者が利用する建築物	市有建築物	100% 	100%
	民間建築物	おおむね解消 	おおむね解消

※「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国交省告示第184号）において、住宅については令和17年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標と設定している。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

本市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援について、国及び県の施策と連動し、適切な役割分担、連携の下に取り組むこととする。

ア 住宅

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

このため、本市としては住宅の耐震化を積極的に進めることとするが、住宅については、所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用補助の充実が必要である。

また、住宅の耐震化を計画的かつ積極的に促進するため「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を定め、耐震化の促進を図る。

さらに、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅についても、倒壊等の被害が確認されたことから、本市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存不適格建築物への地震対策の促進に努める。

イ 市有建築物

災害時、学校は避難所等として活用され、病院は負傷者に対する医療行為の中心となり、庁舎は被害情報収集や災害対策指示の拠点となるなど、多くの市有建築物が避難地や応急復旧活動の拠点として活用されることが想定される。

平時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の活用も勘案し、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有建築物の耐震性確保が求められる。

ウ 民間建築物

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には大きな人的被害も想定される。

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者への意識啓発や負担軽減が重要であり、県は民間建築物の耐震診断及び耐震改修が図られるよう耐震改修の必要性を啓発し、耐震化が図られるよう働きかけるなど、積極的に取り組むこととしている。

また、それ以外の建築物に対しても、耐震化の重要性について啓発等を行うなど、本市は県との適切な役割分担のもと、協力して耐震化の促進に努めるものとする。

(2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・多数の者が利用する建築物
- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 耐震化の促進に関する支援

ア 住宅への支援

- ・補助制度

住宅所有者の費用負担の軽減を図るため、国の支援制度を活用し耐震診断及び耐震改修の補助制度を実施する。また、旧耐震住宅の耐震改修ができない方を対象に耐震シェルター等の購入費用への補助制度を実施する。なお、耐震化を更に促進するため、補助割合、補助上限額、補助対象の拡充（建て替えなど）等の取組みについて、引き続き検討していく。

- ・相談窓口の設置及び情報提供

県及び本市は、住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民ニーズの把握に努める。

- ・無料簡易耐震診断の実施

本市は、平成12年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅については、所有者の要望に応じて、無料簡易耐震診断を行うよう努める。

- ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

本市は、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の周知に努める。

イ 多数の者が利用する建築物への支援

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利用し、地震発生時には大きな被害が発生することが予想される。

本市は限定特定行政庁であるため、所管行政庁である県と連携し、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

- ・補助制度

県は、多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための補助事業である「埼玉県建築物耐震改修等事業」を創設している。

その他、県において行われている取り組みについて、相談等があった場合は適切に案内する。

（２）税制に関する措置の活用

耐震改修等について、次のような税制措置がとられている。本市は各種制度について周知に努める。

- ・住宅ローン減税
- ・既存住宅に係る耐震改修促進税制（一定の耐震改修工事を行った場合）

３ 地震時の安全対策

（１）地震時の安全対策に係る取組方針

地震時の安全対策に係る次の取組を行う。

- ・ブロック塀及び看板等の安全対策

ブロック塀の改修については、塀の低層化、フェンス等ブロック造以外の構造への改修、又は本市の「生け垣設置費補助制度」を活用した生け垣化を促し、安全確保に努める。

また、安全性に疑いのあるブロック塀等については、転倒、倒壊によって発生が懸念される歩行者の人的被害や消防車、救急車などの緊急車両の通行支障を防ぐため、撤去等を促す。特に通学路については、子どもたちの安全確保を図るため、重点的に危険性の排除に努める。

- ・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発等に努める。

（２）緊急輸送道路沿道の安全点検

県では、埼玉県地域防災計画において緊急輸送道路を指定しており、本市では、蕨市地域防災計画において防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定するよう努めることとしている（令和8年3月時点で本市の指定路線なし）。

指定された緊急輸送道路の恒常的な安全利用を図るため、道路管理者と連携しながら、緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、及び自動販売機などの安全点検を行い、地震時の安全性を担保するため、必要に応じて所有者又は管理者に対し指導・助言を

行う。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

震災時、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路（以下「避難路等」という。）は、多数の者の円滑な避難、救命・救急・消火活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う。

県は、市内を通る国道１７号線を第一次特定緊急輸送道路に、主要地方道川口上尾線を第一次緊急輸送道路に、そして一般県道蕨停車場線の内、国道１７号線から蕨市役所までの間を第二次緊急輸送道路に指定しており、特に重要な路線として重点的な対策を図っている。

沿道の建築物等が、倒壊等によって道路を閉塞することがないように、避難路等の機能確保を図るため、県と連携してこれらの建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また県は、令和元年７月に耐震診断を義務付ける路線の指定を行ったが、市内に当該路線は存在しない。

5 関係団体等による協議会の活用

本市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」に参画している。建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に創設された本会議での活動を通して、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、建築物の耐震化の促進を図るものとする。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 蕨市地震ハザードマップによる防災情報の周知

本市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的として、蕨市地震ハザードマップ（震度分布、液状化危険度、建物の全半壊率等を記載。）を作成し、市ホームページに掲載している。

地震ハザードマップの活用を図り、引き続き市民への防災情報の周知等に努める。

2 相談窓口の設置

本市は、住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民のニーズを把握し、各取組に反映させるなど、耐震化の促進に努める。

3 広報等による周知

本市は、耐震化の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について記載した広報、ホームページ等を作成し、市民への周知に努める。また、本市が実施する無料簡易耐震診断についても、市民の積極的な利用を促すため、広報やパンフレット等による案内を行う。

4 リフォームの機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられるため、本市は、省エネやバリアフリー等のリフォームと合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

5 段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修を実施することが困難な場合が考えられる。そこで、本市は、耐震シェルター等の購入費用への補助制度を実施するとともに、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす改修を行うなどの段階的な耐震改修の普及に努める。

6 地域住民等との連携

町内会や自主防災組織を通じて、無料簡易耐震診断を受けるよう働きかけを行う。

また、市と地域住民が共同で行う防災演習には、無料簡易耐震診断等の相談窓口を設置する。

7 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震による損害を補償する地震保険を活用することが、大変効果的である。

地震保険については、令和6年度の世帯加入率が全国平均で約35.4%（損害保険料率算出機構統計集〈2024年度版〉より）であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促す必要がある。

このため、本市は県と連携し、地震保険の加入促進のため、地震保険に関する情報提供に努める。

第5 市有建築物の耐震化の現状と方針

1 対象建築物

「蕨市地域防災計画」に基づく地震災害時に重要な役割を担う施設（※）及び法第6条第1号に規定する特定建築物について、耐震化を実施してきた。多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、第2―2（2）で述べたように、令和8年3月31日現在で98%である。

※地震災害時に重要な役割を担う施設

- ・ 中枢防災拠点施設
- ・ 医療救護活動施設
- ・ 避難所の建築物
- ・ 社会福祉施設等

2 耐震化の方針について

多数の者が利用する市有建築物のうち、耐震化が図られていない建築物については、市立病院のみとなっているが、令和10年度に建替えることで耐震化が図られる予定となっている。